

体や地域住民等は不安を解消できるだけの情報が十分に公開され、自分たちの意見を真剣に聴いて、誠実に対応していることが示されなければ、納得しません。

今までのような行政や企業等からの一方的な情報や見解、方針等を伝えることによって合意形成を図ろうとすることは、正しいリスクコミュニケーションではありません。

このため、最近では図I-8に示すように、行政や企業等、市民団体等の関係者が、ある問題に関する情報を共有し、意見交換を行うことを目的とするリスクコミュニケーションが試みられています。すなわち、行政や企業等の情報提供や説明の方法を検討するよりも関係者間のコミュニケーションのプロセスの改善が重視されるようになってきました。

この考えに添って、市民団体や地域住民等のメッセージや追加情報の要求などを受けつける双方向のプロセスが考えられるようになってきました。

たとえば、一部の行政や企業等で事業説明会や公聴会、意見公募（パブリックコメント）、協議会などが行われています。

まずは、このような方法を充実し、実質的に機能するようにすることも問題の改善に有効だと考えられますが、これも形式的に行われている場合が多く、必ずしも十分に相互理解が進む状況とはいえません。

すなわち、この方法でもリスクコミュニケーションの主導権が行政や企業等の側に一方的に偏っていたり、市民団体や地域住民等からの意見が意思決定の際に全く反映されなかったり、反映が極めて不十分であると、問題の効率的な改善に十分な役割を果たすリスクコミュニケーションとはなりません。

図I-8 比較的最近のリスクコミュニケーション

